相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍　福岡県福岡市南区桧原七丁目九三四番地一
最後の住所　福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原一五六
三番地一
被相続人　亡　久保　敏弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三一三〇五号
相続財産管理人　司法書士　野中　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍　北九州市八幡東区大字枝光一六一〇番地
最後の住所　北九州市門司区上馬寄三丁目一二一一七〇二
被相続人　亡　土橋　拓文
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
北九州市小倉北区片野新町二一一二一二
朝日センタービル二階小倉東総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒牧　啓一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍　沖縄県うるま市字田場一四七五番地
最後の住所　沖縄県うるま市字田場一九二二番地
被相続人　亡　安慶名順孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
沖縄県うるま市字田場一四七五番地
相続財産管理人　弁護士　佐藤　至
連絡先　福岡市中央区大名二丁目四番一二号　佐藤・林法律事務所

平成二十九年一月四日
福岡市博多区中洲三丁目六番七号
山本観光株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍　沖縄県那覇市松山二丁目二一番地四
最後の住所　沖縄県浦添市仲間一丁目八番一五一
二〇二号アイン仲間
被相続人　亡　新垣　勝二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
沖縄県浦添市安波茶二丁目一番三一二〇二号
相続財産管理人　伊藝　広介

債権申出の公告

当社は、平成二十六年十二月十日破産手続開始決定を受け解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十八年十一月二十五日、福岡地方裁判所（平成二十八年（チ）第三三三号）より、当職が清算人に選任されました。
当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月四日
福岡市博多区中洲三丁目六番七号
山本観光株式会社
清算人　弁護士　佐藤　至
連絡先　福岡市中央区大名二丁目四番一二号　佐藤・林法律事務所

平成二十九年一月四日
沖縄県沖縄市知花六丁目八番一七号二階
相続財産管理人　弁護士　南部　篤史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍　沖縄県那覇市松山二丁目二一番地四
最後の住所　沖縄県浦添市仲間一丁目八番一五一
二〇二号アイン仲間
被相続人　亡　新垣　勝二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
沖縄県浦添市安波茶二丁目一番三一二〇二号
相続財産管理人　伊藝　広介

債権申出の公告

当社は、平成二十六年十二月十日破産手続開始決定を受け解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十八年十一月二十五日、福岡地方裁判所（平成二十八年（チ）第三三三号）より、当職が清算人に選任されました。
当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月四日
福岡市博多区中洲三丁目六番七号
山本観光株式会社
清算人　弁護士　佐藤　至
連絡先　福岡市中央区大名二丁目四番一二号　佐藤・林法律事務所

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年１月４日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社パシフィック・トラベラース・エージェンシー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3759号　④株式会社パシフィック・トラベラース・エージェンシー　東京都中央区銀座三丁目９番４号文成ビル　代表取締役　麻生匡一　⑤本社営業所　東京都中央区銀座三丁目９番４号文成ビル　⑥平成８年４月18日　⑧平成28年12月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫株式会社パシフィック・トラベラース・エージェンシー　東京都中央区銀座３－９－４文成ビル　代表取締役　麻生匡一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成29年１月４日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①グローリィ観光株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2460号　④グローリィ観光株式会社　東京都葛飾区東金町五丁目22番10号　代表清算人　足立孝義　⑤本社営業所　東京都葛飾区東金町五丁目22番10号　⑥昭和58年６月20日　⑦平成28年６月14日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博